別表二十付表一　記載要領

1　この表は、法第82条第４号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が国際最低課税額に係る確定申告又は当該申告に係る修正申告をする場合に記載すること。

2　「⑸のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額　⑹」の欄は、構成会社等（法第82条第13号に規定する構成会社等をいう。以下別表二十付表四までにおいて同じ。）が法第82条の２第１項第１号ロ（国際最低課税額）に掲げる構成会社等に該当する場合に、「（別表二十付表二「16」、「27」又は（「38」＋「46」））又は（別表二十付表三（「６」＋「11」）、「18」又は（「25」＋「29」））　⑶」の金額に令第155条の37第３項第１号（帰属割合の計算等）に定める割合を乗じて計算した金額を記載すること。

3　「帰属割合　⑿」の欄は、構成会社等が法第82条の２第１項第２号イに掲げる恒久的施設等（法第82条第６号に規定する恒久的施設等をいう。以下別表二十付表四までにおいて同じ。）に該当する場合には、「100」と記載すること。

4　「⒀のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額　⒁」の欄は、構成会社等が法第82条の２第１項第２号ハ又はニに掲げる恒久的施設等に該当する場合に、「（別表二十付表二「16」、「27」又は（「38」＋「46」））又は（別表二十付表三（「６」＋「11」）、「18」又は（「25」＋「29」））　⑾」の金額に令第155条の37第５項又は第６項に規定する割合を乗じて計算した金額を記載すること。

5　「⑵のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額　⑵」の欄は、共同支配会社等（法第82条第15号に規定する共同支配会社等をいう。以下別表二十付表四までにおいて同じ。）が法第82条の２第１項第３号ロに掲げる共同支配会社等に該当する場合に、「（別表二十付表二「16」、「27」又は（「38」＋「46」））又は（別表二十付表三（「６」＋「11」）、「18」又は（「25」＋「29」））　⑲」の金額に令第155条の37第９項において準用する同条第３項第１号に定める割合を乗じて計算した金額を記載すること。

6　「㉙のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額　㉚」の欄は、共同支配会社等が法第82条の２第１項第４号ロに掲げる恒久的施設等に該当する場合に、「（別表二十付表二「16」、「27」又は（「38」＋「46」））又は（別表二十付表三（「６」＋「11」）、「18」又は（「25」＋「29」））　㉗」の金額に令第155条の37第11項において準用する同条第６項に規定する割合を乗じて計算した金額を記載すること。